



2024年2月14日

株主各位

会社名 東映株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉村 文雄  
(コード番号 9605 東証プライム市場)  
問合せ先 専務取締役経営戦略部担当 和田 耕一  
TEL (03)-3535-4641

## 株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更、 ならびに株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、2024年2月14日開催の取締役会において、株式分割、定款の一部変更、株主優待制度の変更を行うことを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 1. 株式分割の目的

株式分割により株式1株あたりの投資金額を引き下げ、株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図ることを目的としております。

### 2. 株式分割の概要

#### (1) 分割の方法

2024年3月31日(日)(実質的には2024年3月29日(金))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、5株の割合をもって分割いたします。

#### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	14,768,909株
今回の分割により増加する株式数	59,075,636株
株式分割後の発行済株式総数	73,844,545株
株式分割後の発行可能株式総数	150,000,000株

#### (3) 日程

基準日公告日	2024年3月6日(水)
基準日	2024年3月31日(日)(実質的には2024年3月29日(金))
効力発生日	2024年4月1日(月)

#### (4) 資本金の額の変更について

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

### 3. 株式分割に伴う定款の一部変更について

#### (1) 変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、当社定款第 6 条で定める発行可能株式総数を変更いたします。

#### (2) 変更の内容

現行定款	変更後
第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 本会社の発行可能株式総数は <u>3 千万株</u> とする。	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 本会社の発行可能株式総数は <u>1 5 千万株</u> とする。

#### (3) 変更の日程

効力の発生日 2024 年 4 月 1 日 (月)

### 4. 配当について

今回の株式分割は 2024 年 4 月 1 日を効力発生日としておりますので、2024 年 3 月 31 日を基準日とする 2024 年 3 月期の期末配当金は株式分割前の株式数を基準に実施いたします。なお、2024 年 3 月期の期末配当予想に関しては 1 株当たり 30 円 00 銭に変更ありません。

### 5. 株主優待制度の変更について

#### (1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、株主優待制度について下記のとおり、変更いたします。

#### (2) 変更の内容

<変更前>

優待券発行数 (半年ごとに発行) 基準日 3 月末・9 月末

基準株数	優待券発行数	基準株数	優待券発行数
100 株以上	6 枚綴り 1 冊	1,300 株以上	6 枚綴り 8 冊
200 株以上	〃 2 冊	2,000 株以上	〃 10 冊
400 株以上	〃 4 冊	4,000 株以上	〃 20 冊
700 株以上	〃 6 冊	6,000 株以上	〃 30 冊

<変更後>

優待券発行数

基準株数	特製 QUO カード (1 年ごとに発行) 基準日 3 月末	優待券発行数 (半年ごとに発行) 基準日 3 月末・9 月末
100 株以上	1000 円 相当	—
500 株以上	1000 円 相当	6 枚綴り 1 冊
1,000 株以上	1000 円 相当	〃 2 冊

(3) 変更の時期

2024年9月30日(月)時点の株主名簿に記載または記録された株主への株主優待より変更を実施します。

(4) 長期保有株主優待制度の新設

当社株式を長期にわたり保有していただいている株主へのさらなる感謝の意を表すとともに、より多くの株主に当社株式を中長期的に保有していただくことを目指し、長期保有株主向け優待制度を新設いたします。

<長期保有株主優待制度の内容>

毎年3月末・9月末現在の当社株主名簿に、同一株主番号で3回以上連続して1単元(100株)以上の保有株式数が記載または記録された株主を対象とし、(2)の株主優待に加え、長期保有株主優待制度として、「撮影所見学ツアーやグッズ等(応募者の中から抽選)」を追加贈呈いたします。

基準株数	長期保有株主優待内容
100株以上	撮影所見学ツアーや グッズのプレゼント等 (応募者の中から抽選)

<初年度対象者>

2024年9月30日(月)を基準日とする株主名簿に記載または記録された株主より長期保有株主優待制度を適用します。なお、長期保有株主優待制度における保有期間の判定については、2024年9月30日(月)から過去に遡って行います。

以上